

大学共同利用機関法人自然科学研究機構発注工事請負等契約要領

平成17年4月1日  
機 構 長 決 定

(趣旨)

第1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構において発注する工事若しくは製造の請負契約又は物品の供給契約の取扱については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則（平成16年自機規則第5号）その他の法令又はこれらに基づく特別の定めによるほか、この要領により文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令）を準用するものとする。

(読替え)

第2 文部科学省発注工事請負等契約規則について、次の各号のとおり読み替えるものとする。

- 一 「国」、「国庫」及び「文部科学省」とあるのは、「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」に読み替えるものとする。
- 二 「訓令」とあるのは、「要領」に読み替えるものとする。
- 三 「契約担当官等」とあるのは、「契約事務責任者」に読み替えるものとする。
- 四 第1条の「会計法（昭和22年法律第35号）」とあるのは、「大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号。以下「会計規程」という。）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則（平成16年自機規則第5号。以下「契約実施規則」という。）」に読み替えるものとする。
- 五 第2条の「会計法第29条の3第1項」とあるのは、「契約実施規則第2条」に読み替えるものとする。
- 六 第12条の「予決令第84条」とあるのは、「契約実施規則第22条」に読み替えるものとする。
- 七 第13条の「会計法第29条の6ただし書の規定により、予決令第84条に規定する契約」とあるのは、「契約実施規則第22条に規定する契約」に読み替えるものとする。
- 八 第14条の「予決令第84条に規定する契約」とあるのは、「契約実施規則第22条に規定する契約」に読み替えるものとする。
- 九 第15条の「予決令第100条の2第1項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合にあっては、契約事務取扱規則第15条の規定による請書その他これに準ずる書面」とあるのは、「契約実施規則第37条第1項の規定により契約書の作成を省

略する場合にあっては、契約実施規則第37条第2項の規定による請書その他これに準ずる書面」に読み替えるものとする。

- 十 第15条の「会計法第29条の9第1項ただし書の規定」とあるのは、「契約実施規則第38条第1項ただし書の規定」と読み替えるものとする。
- 十一 第16条第1項第2号の「予決令第100条の4の規定により準用する同令第78条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第1号から第3号までに掲げる有価証券」とあるのは、「政府の保証のある債権、銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が発行した債券、确实と認められる社債、若しくは、地方債」と読み替えるものとする。
- 十二 第16条第1項第4号の「予決令第100条の4の規定により準用する同令第78条第1項第3号並びに契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第4号及び第5号に掲げる有価証券」とあるのは、「銀行又は确实と認められる金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手、若しくは、引き受け又は保証した手形」に読み替えるものとする。
- 十三 別記第1号 工事請負契約基準第32第2項の「発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。」とあるのは、「発注者は、前項の規定による請求に対して、月末に締めて翌月末日までに請負代金を支払うものとする。」に読み替えるものとする。
- 十四 別記第1号 工事請負契約基準第34第2項の「発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。」とあるのは、「発注者は、前項の規定による請求に対して、月末に締めて翌月末日までに前払金を支払うものとする。」に読み替えるものとする。
- 十五 別記第1号 工事請負契約基準第37第5項の「この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。」とあるのは、「この場合においては、発注者は、前項の規定による請求に対して、月末に締めて翌月末日までに部分払金を支払うものとする。」に読み替えるものとする。
- 十六 別記第2号 製造請負契約基準第21第2項の「発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。」とあるのは、「発注者は、前項の規定による請求に対して、月末に締めて翌月末日までに請負代金を支払うものとする。」に読み替えるものとする。
- 十七 別記第3号 物品供給契約基準第6第2項の「発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に売買代金を支払わなければならない。」とあるのは、「発注者は、前項の規定による請求に対して、月末に締めて翌月末日までに売買代金を支払うものとする。」に読み替えるものとする。

(削除)

第3 文部科学省発注工事請負等契約規則について、次の各号のとおり条文又はその一部を削除するものとする。

- 一 第16条第1項第5号の「契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第6号に掲げる」は削除するものとする。
- 二 第16条第1項第6号の「契約事務取扱規則第16条第1号に規定する同規則第5条第1項各号に掲げるもののうち第7号に掲げる」は削除するものとする。
- 三 第16条第1項第7号の「契約事務取扱規則第16条第2号に掲げる」は削除するものとする。
- 四 第23条は削除するものとする。
- 五 第34条は削除するものとする。
- 六 別記第1号 工事請負契約基準第32第3項は削除するものとする。
- 七 別記第2号 製造請負契約基準第21第3項は削除するものとする。
- 八 別記第3号 物品供給契約基準第6第3項は削除するものとする。
- 九 別記各様式の「支出負担行為担当官」は削除するものとする。

(追加)

第4 文部科学省発注工事請負等契約規則について、次の各号のとおり条文を追加するものとする。

- 一 別記第1号 工事請負契約基準第43第1項第5号の次に、第6号として「当該契約に関し、供給者（請負者）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法48条の2第1項又は54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。」及び、第7号として「当該契約に関し、供給者（請負者）（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。」を追加するものとする。
- 二 別記第2号 製造請負契約基準第26第1項第4号の次に、第5号として「当該契約に関し、供給者（請負者）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法48条の2第1項又は54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。」及び、第6号として「当該契約に関し、供給者（請負者）（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。」を追加するものとする。

三 別記第3号 物品供給契約基準第11第1項第4号の次に、第5号として「当該契約に関し、供給者（請負者）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法48条の2第1項又は54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。」及び、第6号として「当該契約に関し、供給者（請負者）（法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。」を追加するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。